解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月二十三日

東京都稲城市坂浜二九九六番地の二

財団法人稲城老人会館

代表清算人　吉田　快了

配当公告

青森県東津軽郡平内町大字藤沢字竹達一番地

一　破産者　株式会社国土社

右の者に対する青森地方裁判所平成二十二年（フ）第四〇八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九〇二、九七六、六八五円

一、配当することのできる金額

金六七、四七二、二二〇円

平成二十四年十月二十三日

青森市東大野一丁目二一番地一

破産管財人　赤津　重光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道増毛郡増毛町箸別六六九番地、最後の住所北海道増毛郡増毛町南畠中町一丁目二八番地の二　被相続人　亡　山田喜代志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十三日

事務所北海道留萌市花園町二丁目二番一三号信和商事ビルオロロンひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀田　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明、不動産登記簿上の住所佐賀縣佐賀郡厘外津

被相続人　亡　副島慶四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十三日

事務所釧路市宮本一丁目三番一一号弁護士法人笠井・伊藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤明日佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市肴町一〇九番地、最後の住所岩手県盛岡市材木町七番三四―四〇六号

被相続人　亡　細川　裕美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十三日

岩手県盛岡市神明町八番一八号　安達法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安達　孝一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県須賀川市東町六〇番地一二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大沼しづ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十三日

福島県須賀川市東町一三八番地二

相続財産管理人　石井　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市戸塚区戸塚町三一三四番地一七、最後の住所名古屋市中区栄一丁目一二番一二号　御園公団一〇一七号

被相続人　亡　舩越　達

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十三日

事務所千葉県木更津市新田一丁目七番一四号　浜名法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浜名　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本駒込二丁目二二番地、最後の住所千葉県柏市大津ケ丘三丁目二四番C棟二〇三号　被相続人　亡　髙木　律

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十三日

事務所千葉県松戸市松戸一三三六　東風園ビル六階　誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙品　惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区外神田三丁目一〇番地、最後の住所千葉県松戸市殿平賀九五番地めいと北小金一〇二号　被相続人　亡　渋谷　櫻子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十三日

千葉県松戸市小根本五一―九マツドKビル二〇一見付泰範法律事務所

相続財産管理人　見付　泰範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県阿久根市大川七八番地、最後の住所横浜市港南区下永谷五丁目一番五―二〇五号　被相続人　亡　寺地　熊男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月二十三日

横浜市青葉区市ケ尾町一〇六五番地五　森ビル五番館一〇三号

相続財産管理人　山﨑　敦子

第３期決算公告

平成24年10月23日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号

虎ノ門インベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

貸借対照表の要旨

（平成24年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	17,144,345	流動負債	121,507
その他の資産	542,893	固定負債	14,455,000
流動資産	354,275	**負債合計**	**14,576,507**
固定資産	100,989	社員資本	3,110,731
繰延資産	87,628	特定資本金	200
		優先資本金	3,095,750
		剰余金	14,781
		純資産合計	**3,110,731**
資産合計	**17,687,238**	**負債・純資産合計**	**17,687,238**

損益計算書の要旨

（自　平成24年２月１日　至　平成24年７月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	486,965
営業費用	369,548
営業利益	117,416
営業外収益	62
営業外費用	一
経常利益	117,478
税引前当期純利益	117,478
法人税、住民税及び事業税	1,471
当期純利益	116,007
前期繰越損失	101,225
当期未処分利益	14,781

第４期決算公告

平成24年６月23日

宮城県加美郡加美町字味ケ袋やくらい原１―９

やくらいガーデン株式会社

代表取締役　上脇　太

貸借対照表の要旨（平成24年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	47,897
	固定資産	73
	繰延資産	2,568
	合計	**50,538**
負債及び純資産の部	流動負債	16,060
	固定負債	6,580
	株主資本	27,898
	資本金	10,000
	利益剰余金	17,898
	その他利益剰余金	17,898
	（うち当期純利益）	（3,279）
	合計	**50,538**